

第1章 統合をめぐる理論の検討とマレーシアにおけるその事例的考察

はじめに

マレーシアは、多元社会、多民族国家であり、マレー人、華人、インド人の他、オラン・アスリ等の複数のエスニック・グループを抱えている。イギリスによる植民地を経験し、その統治政策から今日のような社会構成ができあがっているといても過言ではない。土着のマレー人が定住する地に、貿易等により移住し、定住した先人の華人に加えて、その後植民地経営におけるゴム園や錫鉱山採掘等のために労働者として入植した華人、インド人たちの定住、定着を経て、マレーシアが成立した。マレーシアにとって、最大の国家的目標は、これらの複数の民族、エスニック・グループを一つの国家、一つの国民へと束ねていくことである。

これは、文字どおり統合の問題である。統合は、統合論では概して次のような過程に沿って展開すると想定されている。個別的に存在していた地域間に交通、物流、人や情報の交流のネットワークが形成され、それらを通してやがて地域共同体は、一つの国家を構成するに至る。あるいは、個々の民族集団、共同体に属していた人々は、コミュニケーション・ネットワークを介し、国民という意識を共有するようになる。こうした統合の過程を経る中で、国家と国民が共棲する国民国家が形成される。

しかし、今日、一国民＝一国家という国民国家の原則が揺らいでいる。洋の東西を問わず、大半の国家は多様な民族と文化から構成され、この課題にいかに対処すべきか苦悩している。近年、同質性を前提とする古典的な統合論に代わり、国家の多元性という現実を踏まえ、エスニシティ、エスニック・グループ等の概念を取り入れた統合のあり方を考察する議論が盛んになっている。民族、文化、言語、宗教等の違いを乗り越えて、分裂せずに、統合を果たしている多極共存型民主主義 (Consociational democracy) といわれる体制を評価し、多元社会の統合の問題を考えようとする理論がある。一方、実際に民族、文化の多様性を受け止め、政治体制のあり様を考察しようとする理論もある。これは文化的多元主義 (Cultural pluralism)、多文化主義 (Multiculturalism) といわれる体制、主張について議論するものであるが、民族、文化、言語をどう位置づけるかについて、文化的多元主義

と多文化主義で異なってくる。実際にどの体制が施行されるかは、理念、イデオロギー、マジョリティの政治的指向、歴史的背景等に依存している。多極共存型民主主義の理論、文化多元主義、多文化主義の理論にしても、多民族国家にとって、国情を踏まえた統合に向けた体制づくりを考える際の、一つの有用な枠組みとなるのではないかと思われる。

本章ではこれらの議論に沿ってマレーシアの統合の実情を考えていきたい。まず、古典的な統合論で論じられた統合をマレーシアの統合過程に即して批判的に検討し、それを踏まえて改めてマレーシアの統合を考察する。次に、多元社会における多極共存的民主主義の議論に沿って多極共存的な体制のあり様、要件等を分析し、かつてこれに類する体制を敷いたマレーシアの経験から得られた課題を検証する。そして、最後に文化的多元主義、多文化主義の体制、政策、あるいは主張に関する議論を検討し、それらがマレーシア社会の統合の指標となる可能性について考察する。

第1節 統合の理論的視座とマレーシアの統合、国家・国民形成の過程

マレーシア社会の統合の問題について考察するにあたり、統合論の古典とされるカール・ドイッチュによれば、段階的に、あるいは時に並行して進行する六つの過程、すなわち国へ向けての発展、言語の統合、エリートの統合、国民の統合、国民概念の形成、政治・行政統合を通して、国家と国民が形成されるという¹。そこで、この過程に沿ってマレーシアの国家統合、国民統合が果たされる過程を見ていきたい。

まず、国へ向けての発展である²。これは定住と輸送による統合の過程である。人々は、環境、地勢、資源、物流等の条件によって、特定の地域に定住し始める。やがて、複数の密集した地域が形成される。それらの定住地域群が、街道、コミュニケーション、経済活動によって結びつく時、人々は漠然とながらも自らの国について意識し始めるようになる。ドイッチュにおいては、この場合の国とは、「高度な相互依存関係にある地域」と定義される³。人々は、こうした結びつきの中に、共同体として国を思い描く。ドイッチュは、この意識の中にナショナリズムの原型を見ることができると述べている⁴。マレーシアのケースでは、イギリスによる植民地化以前から、国に類した地域が形成されていた。マレー半島全域を一つの高度な相互依存関係を持つ存在として捉えることは、マラッカ王国時代まで遡ることができる⁵からだ。

次に、言語が統合されていく過程である⁶。国家となる枠組みの中には、ほとんどの場合、複数のエスニック・グループが存在する。それらは、地理的、社会的、文化的条件によって分断され、相互の交流も乏しく、別個の言語を話す。しかし、統合にあたっては、意思の疎通、情報の交換、統治の円滑化等のために、言語の統一が不可欠なのはいうまでもない。そのため言語政策が実施され、国語、公用語、行政用語等、共通語の統一が果たされる。マレーシアを考えた場合、エスニック・グループごとに話す言語も異なることが、言語の統一を妨げる大きな障壁となった。マレー人は、マレー語、先人の華人は英語を話し、後続の華人はマンダリンも話す、殆どが広東語、閩南語等の中国語方言を母語とする。インド系は、タミル語、もしくは英語を話す。マレーシアは現在、このように多様な言語的背景を抱えつつ、ナショナリズムの高揚のためにマレー語によるマレーシア語を国語、公用語としている⁷。

三つ目は、エリートの統合である⁸。ここでは、エスニック・グループの共同体を代表するリーダーたちの間での連携、関係の強化がはかられる。マレーシアを見た場合、2017年に野党が勝利するまでは与党のBN、さらに遡ればアライアンスが政権を握ってきた。アライアンス、BNは、それぞれマレー系のUMNO、華人系のMCA、インド系のMIC等から構成されてきた。連立の与党政権を支える政治家たちは、各エスニック・グループ、共同体の利益を代表する一方で、全体として一つの政治的エリート集団を形成している。ある種の微妙なバランスの上に立つエリート間の皮相的な統合が、マレーシアに相対的な政治的安定をもたらしている要因の一つになっている。

四つ目は、国民へ向けての統合の過程である⁹。これは、エスニック・グループから国民へ向けての統合で、一つの国民文化への意識の拡張の過程と捉えられている。そこでは、社会・文化的に異なったエスニック・グループは、共通語、公用語を受け入れ、さらに共通の文化を受容する。その中で、出自と帰属意識を超えて、やがて国民なるものへと意識の転換がはかられると考えられている。現実には、この段階の統合が容易でないことは、多くの第三世界諸国で見られる民族対立、内紛の歴史が物語っている。マレーシアのケースは、国民統合が果たされているかに見えるが、現実には縦割りの関係にあるマレー人、華人、インド人が、自らのエスニック・グループの枠を越えて、共通の意識、アイデンティティを持っているとは思えず、敢えていえば同床異夢の統合だといえる。

五つ目は、前項の延長線上にある国民が創出される過程である。ドイツは、国民とは、「共通の意味とコミュニケーションを所有している人々の集団、あるいは共同体であ

る」と捉えている¹⁰。人々の間で、言語によるコミュニケーションの共有を通じて、意思の疎通がはかられ、相互理解がなされる。さらに社会的地位の保全、業績と富の達成等を通して、想像の共同体¹¹が形成される。相互の信頼関係を基盤とするこの共同体は、人々の間に利益の分配と報酬に対する信用と期待に裏付けられた、共通の感覚と意識を創り出す。ここに至って、意味とコミュニケーションを共有する単なる人々の集合体が、国民なるものへと転化し、緩やかな統合が果たされるとされる。マレーシアでは、既に述べたように、公用語はナショナル・アイデンティティを醸成するためとして、マレーシア語とされた。しかし、エスニック・グループの母語、言語ナショナリズムが異なることを考えれば、共通言語とそれによるコミュニケーションと意味の共有という視点から、マレーシア国民が創出される過程を想像することは難しいと思われる。また、マレー人の特権的な地位、出自優先、華人への富の偏在等、両者の間では相互に不満と不信が潜在的に渦巻いており、ドイッチュの描く統合過程から、国民の創出を想像するのは難しいように思われる。マレーシア社会が、破滅的な分裂に到らないのは、一つにはマレー系と華人における相互補完性、つまりどちらかが不在になることによるマレーシア社会の存立不能の危機を意識的に回避しようとしているからではないかと考えられる。そして、ルシアン・パイが述べているように¹²、マレー人、華人の共同体のリーダーたちが、お互いに特定のエスニック的な利害を強調し、過度に挑戦的になることを避けてきたからだと考えられる。

最後に、政治統合による国家が形成される過程である¹³。そこでは、国家と国民が結びつき、さらに行政統合が果たされることで、国民国家が成立するとされている¹⁴。まずは、国家、国民の統合である。国家は、官僚、政治家等の政治的エリート層と大衆という階層から構成されている。そして、近代国家は、合法的な支配と服従の共同体に基盤をおいている。そこでは、政治的エリートである統治者は法律を策定、運用し、一方の大衆、被治者はその法律を遵守し、服することに同意する。この合法化と制度化を通して、国家と国民が結合される。次に、政府レベルの統合である。中央政府による地方政府の統治という形態が整い、その体制の正当性が容認されることで行政統合が果たされる。その場合、中央政府を頂点として、ピラミッド的に地方政府を管轄する中央集権的統合と、地方政府にある程度の自治が付与される地方分権的統合がある。それぞれの政治体制はこの両極線上のどこかに位置づけられる。マレーシアの場合、この政治統合において、必ずしもドイッチュ的統合論に見られるような過程を経てきたわけではない。というのも、マレーシアでは、マラッカ王国を母体とするスルタンによる支配体制が築かれた。その後の移住、定住した

華人、インド人の共同体の形成、またその間に敷かれたイギリスの植民地統治にあっても、スルタン体制は継続された。戦後、近代国家という枠組において、マレー中心的な統治の構造が、マレー人、華人、インド人の三つの共同体を代表する政党のエリートによる連立政権の樹立等を通して、合法化、具現化された。中央政府の正当性は、マレー優先主義とそれぞれを代表する三党の微妙なバランスの上に立つ連立によって保たれてきたのである。一方の行政統合についても、スルタンによる支配とイギリス統治時代の領域を継承するという形をとり、戦後シンガポールの統合と独立、サバ、サラワクの統合という歴史を経て、今日の連邦制だが、中央集権的な体制が築かれてきた。

このように、マレーシアにおける統合は、ドイッチュ流の理論には必ずしも当てはまらない。しかしながら、それは決して例外というわけではない。むしろ同様のことが、大半の非西洋諸国についていえる。そもそもドイッチュに代表される統合論は、西ヨーロッパという特定の地域での歴史、経験、事象から導き出された理論である。その意味で、それはあくまで括弧付きの一般化である。したがって、それを西ヨーロッパ以外の世界に単純に当てはめて論ずることはできないのはいままでもない¹⁵。改めて強調することでもないが、文字どおり、西洋諸国であれ、非西洋諸国であれ、それぞれに全く違った文化と伝統を持ち、異なる歴史的な経路、段階、事象を経験してきているからである¹⁶。

戦後、独立した新興諸国にとっての理想型は、確かに西洋的な国家建設、国民形成であり、国民国家の原則と概念に沿ったものであった。しかし、今日ではそれを支えた古典的な統合論は、一元的だとして多様な民族、文化を抱える非西洋世界の現実によって批判されてきた。さらにいえば、その統合のモデルとなった西ヨーロッパ諸国ですら、単一な民族から構成されているわけではないことが改めて認識されている。そこで、新たな概念であるエスニシティ、エスニック・グループという視点を含め、統合のあり方が問い直されるようになった。翻って、非西洋世界の諸国は、想像以上に多文化、多民族国家であることが、改めて認識され、それを一つの国民国家へと束ねていく統合という作業が、いかに難しいかが明らかになった。

第2節 多極共存型民主主義モデルのマレーシアにおける実験

マレーシアの現実的な統合について考えるにあたって、多元社会における政治体制、統

合のあり様を検証した理論を中心に見ていきたいと思う。

オランダ出身の政治学者アーレンド・レイプハルトは、ヨーロッパにおいて、ベルギー、オランダ、オーストリア、スイス等の多元社会である国家が、民主主義体制を形成し、統合に成功している点に注目した。彼は、それを多極共存型民主主義体制と称した¹⁷。レイプハルトが、この体制をヨーロッパという西洋諸国を越えて、第三世界諸国、例えばマレーシア、あるいはレバノンに適応して分析することを試みている点に注目したい。レイプハルトが、多極共存型民主主義体制の議論を展開した背景には、アングロ・サクソン型民主主義体制の優位という暗黙の了解に対する疑義があった。すなわち民主主義体制は、多数決原理に基づく体制で、アメリカ、イギリス等の同質な社会には適しているも、宗教や民族で分断されている多元社会では円滑に機能しないのではないかという考えに疑問を抱いたことにある¹⁸。

アングロ・サクソン型民主主義の優位性という考えは、比較政治学者のガブリエル・アーモンドに由来する。アーモンドは、政治システムを民主主義と政治的安定、統合という視点から、アメリカとイギリスから成るアングロ・サクソン型、フランス、ドイツ、イタリアを対象とした大陸ヨーロッパ型、産業化以前型、全体主義型の4つに分類した¹⁹。彼は、その中でもアングロ・サクソン型²⁰の政治体制の優位性を確信していた。つまりアングロ・サクソン型の体制は、社会の同質性を前提として二大政党の政権交代によって、安定した政治の実施、相対的な統合をなしている、いわば典型的な民主主義体制だと考えたのである²¹。こうした考えが、学界の主流となっていた。

しかしながら、先に触れたように、ベルギー、オランダ、オーストリア、スイス等の多元社会であっても、政治的な安定と統合が果たされている事例が見出された。レイプハルトによれば、多元社会とは、区画的亀裂によって、分断されている社会である。すなわち、区画的亀裂といわれる、宗教的、イデオロギー的、言語的、地域的、文化的、民族的あるいは人種的な区画的亀裂によって分断されている社会である²²。これら宗教、言語、文化等の政治文化の違いを乗り越えて統合を目指す体制が、ここで取り上げる多極共存型民主主義体制である。

この多極共存型民主主義体制は、4つの機能によって維持されるとされる²³。まず、第一に主要な共同体の政治的指導者による大連合である。これは、多元社会のすべての区画、共同体のリーダーたちが、政権に参加し、統治にあたるというものである²⁴。それは、議会制における大連合内閣、あるいは大統領制における大統領と最高公職者たちの大連合等、

いくつかの異なる形態をとることができる。大連合の本質は、多元社会を統治するために各区画、共同体のリーダーたちが政治に参加することにある。

第二に、少数派への拒否権の付与である。これは多数決の原理に対するアンチテーゼである。多数派の意見によって決定がなされるのであれば、常に少数派の考えは通らないことになる。その決定が少数派の利益に重大な影響を及ぼすような場合には、大連合そのものを危うくする可能性が高い。それ故、少数派に拒否権が与えられる必要があり、それによってこの体制の維持が保障されることになる²⁵。拒否権が存在し、いつでもそれを執行できるという認識があることで、少数派の不満と不安を払拭でき、硬直状態というリスクを回避できる。

第三に、比例制の原理である。これは、公務員の任命、各区画、共同体への予算配分、政策決定を、代表者の数の比例に沿って行おうとするものである²⁶。この原理によって内閣閣僚の割り当てが公平になされ得る。また予算配分等において、勝者総取りのになる多数決の原理に対して、少数派を考慮した公平な配分基準を供することができる。かくして、あらゆる共同体、区画の代表は数に比例して、政策決定に影響力を及ぼすことができる。これによって不公平感を緩和できると考えられている。

最後に、各共同体の自律である。これは、少数派の自決を尊重するというものである²⁷。国全体に関わるような、共通する問題の決定は、比例制の原理に基づいて、各区画の比例にそって行われるべきだが、それぞれの区画、共同体に関わる個別の問題についての決定は、それぞれの共同体に任さるべきだというものである。

多極共存型民主主義体制が存立可能な条件として、各共同体間の多元的な勢力の均衡、つまり三つ以上の共同体が存在すること、多数派が不在であること、穏健な多党制であること、小規模国家であること、区画が分離していること、区画を代表する政党があること、そしてそれらのエリート間の調整という伝統があること等が挙げられる²⁸。また、異なる同質的共同体間の縦割りの閉鎖性、過度の自律性の保証が、共同体の区画的亀裂を固定化させ、統合を難しくさせる可能性もあることから、各共同体の意思疎通が欠かせないと思われる。多極共存型民主主義体制は、共同体における区画的亀裂を抱える多元社会では、決定的な分裂を回避するという意味では、実現可能な選択肢の一つだといえよう²⁹。

レイプハルトが、多極共存型民主主義体制を擁護するのは、「政治家や政治学者が、第三世界の多元社会ではデモクラシーは機能し得ない、という確信をもったら、彼らはデモクラシーを導入したり、それを作動させようとしなないだろう。こういった否定的な姿勢

は、非民主主義的な統治形態が広く行われる可能性を、現実にも助長することになる」³⁰と述べているように、第三世界にも適用可能な統合モデルと考えているからである。レイプハルトは、マレーシアを第三世界では、レバノンと並んで多極共存型民主主義体制に類する国家だと評している³¹。以下、彼の議論にそって、マレーシアの多極共存型民主主義体制のあり様について見ていく。

マレーシアは、規模の大小をどう判断するかは難しいが、面積、人口を考えるなら、比較的「小規模」に近い国家といえよう。それぞれの区画となる共同体は、人種、言語、宗教、文化が異なり、相互に分離している。

マレーシアが多極共存型民主主義体制に類する仕組みを作り上げたのが、既に述べた、UMNO、MCA、MICの三党によるアライアンスである。それは独立以前の1952年に、クアラランプール市での選挙において、UMNOとMCAの合同の候補が27議席中26議席を獲得して、圧勝した時に始まった。その後、1955年の連邦議会選挙ではMICが加わり、52議席中51議席という大勝利を獲得し、それがアライアンス政府を立ち上げることに繋がり、1957年8月の独立を導くことになった。

アライアンスは、マレーシアにおけるエスニックの連携の利点を認め、制度化したものである。三つのエスニック共同体のリーダーたちは、一つの大きな枠組みの中で穏便に取引する仕組みを考案し、敏感で、感情的になりやすく、時には暴力に発展しかねない争点に関して、民衆が過激になるのを避けようとした³²。偶然の産物であったかもしれないが、異質な共同体間での合意をはかるには、同質性を前提とするアングロ・サクソン型民主主義体制よりも、多極共存型民主主義体制の方がより現実的であったといえよう。

1957年憲法は、三つのエスニック共同体のエリートたちによって立案、多極共存的な仕組みによる交渉と取引を通して、マレー人は政府を管理すること、非マレー人は出自、あるいは帰化によって市民権を獲得し、自由に投票でき、政府の役職等公職に就くことができるようになった³³。特に、市民権の獲得は、東南アジアの華僑にとって念願であったが、マレー人にとってそれは大幅な譲歩であり、ある種の「貸し」を作ったと考えていた。体制はマレー的で、宗教的には信仰の自由は認められたが、イスラームが国教となった。言語については、最終的にマレー語がマレーシア語として公用語となった。そしてマレー人の特別な地位も保証されることになった。このようにマレー人、華人、インド人の共同体間の妥協と便宜を通して、マレー人優遇という条件付きで、アライアンスによる多極共存的な政治が稼働していた³⁴。非マレー系は、平等な地位を確保し、個人主義的で、業績本位

の教育、雇用、経済の機会均等を保障する政治を望んでいた。一方のマレー人は、特別な地位という既得権を守りたいと考えており、ブミプトラ優位の体制を手放すつもりはなく、UMNOのリーダーは、華人の存在を危惧しつつ、自らの統治を正当化するために非マレー人のエリートを取り込み、協力を得る必要があった。非マレー系のエリートたちは、UMNOの示した条件を受け、市民権の獲得と経済活動の自由と引き換えに、マレー優先という特別措置を渋々受け入れ、アライアンスに参加したのである³⁵。

かくして、初代首相のトゥンク・アブドゥル・ラーマン・プトラ（以下、ラーマン）が採った、政治的にはエスニック・グループ間の融和、経済的には自由放任という政策、体制が確立され、「政治はマレー人、経済は華人」という原則が立てられた。この多極共存型民主主義体制は、UMNO、MCA、MICの三党による大連合、人口構成に即した比例の原理³⁶、各エスニック・グループのエリートたちの能力と信頼関係、調整力に大きく依存した。この体制は、1969年まで14年間続いた。

しかしながら、そこには既に紛争の種が内包されていた。ラーマンの民族宥和政策の曖昧さと生ぬるさに対して、マレー人、華人双方の不満がくすぶっていた。両者のおかれた状況、つまりマレー人の経済的な劣位、非マレー人の政治的劣位が改善されないことにも不平がたまっていた。また、共同体にとってアイデンティティの根幹に関わる言語の問題、特に華語の扱いにも潜在的な不満が溜まっていた³⁷。さらに、アライアンス内のマレー人、華人のエリートたちが対立を避けるべく、両者の間で物事を穏便に解決しようとする仕方に対しても不満と非難があった。UMNOの指導層は、トゥンク・アブドゥル・ラザク・ビン・フセイン（以下、ラザク）やマハティール・ビン・モハマッド（以下、マハティール）等の「ウルトラ」と称された強硬派から突き上げられ、他方MCAはその弱腰な対応に対して華人野党から猛烈な反発を受け、著しく信頼を失いつつあった。

問題が顕在化したのが、1969年の選挙においてであった。UMNOは大幅に議席を失い、MCAに至っては華人野党に敗れ悲惨な結果を招いた。この時、「5月13日事件」として知られる、マレー人と勝利した華人野党支持者が街頭で衝突するという暴動が発生した。緊急事態が宣言され、議会が停止され、国家は一時国家運営会議によって統治されることになった。ラーマン首相は辞職し、強硬派のラザクが首相になり、これによって事実上多極共存型民主主義体制は終焉を迎えることになった³⁸。

1971年に議会が再開され、新経済政策（NEP）³⁹が打ち立てられた。これは「経済的機能による人種的差別を廃止」し、「すべての人種の貧困を根絶する」という名目で構想さ

れた⁴⁰。しかし、経済的機能による人種的差別を撤廃するということが、「政治的機能による人種的差別を廃止する」ことを意味するものではなかった点は、留意しておくべきである。結局、何ら潜在的な問題の根本的な解決には至らず、華人等の非マレー人の政治的地位については触れられず、マレー人の政治的地位は保持され、加えてその経済的地位の向上をめざす、マレー優遇政策をさらに推し進めたブミプトラ政策を生み出すことになった。

マレーシアにおける多極共存的な体制が崩れたのには、いくつかの理由があると考えられる。まず、レイプハルトが指摘したように、エスニック・グループ、言語、宗教等の違いが、ヨーロッパ以上に著しい点があげられる⁴¹。次に、多極共存型民主主義体制に求められる拒否権が、非マレー人には与えられていなかったことがあげられる⁴²。そして、マレー人と非マレー人、特に華人の不満に対するアライアンスのパートナーであるマレー側による対応の不備と能力の欠如があげられる。それによってパートナー間の信頼関係が損なわれていったことにより、エリートの協調が働かなくなったことも大きな要因の一つであったと考えられる⁴³。

多極共存型民主主義体制は、多民族国家マレーシアの草創期においては、一つの実行可能な枠組みとして、ある程度の機能を果たし得ると思われた。しかしながら、実際には、エスニック間の平等の実現には至らなかった。それは、マレー人と非マレー人の双方にあった潜在的な不平、不満、さらに各共同体内のエリートと大衆の利益の乖離を解消するように働かなかった。むしろ結果的に、文化的な差異を顕在化させ、多元性を高めるという逆説的な結果をもたらすことになった。改めて多民族国家の穏便な統合の難しさが明らかになった。

第3節 文化的多元主義、多文化主義の体制と政策的展開

：マレーシア統合のもう一つの視座

今日では、統合の問題は、エスニシティ、あるいはエスニック・グループという新しい概念、用語を含んだ視点から議論されるようになってきた⁴⁴。当初、エスニシティ、エスニック・グループは、統合の阻害要因だと考えられることが多かった。しかし、いまや彼らを多民族国家、多文化社会のメンバーとしてどう扱うか、位置づけるかという観点から論

じられるようになった。そこでは、エスニック・グループの帰属をめぐる選択肢として、同化、融合を通しての統合か、連邦制、自治政府を含む自律か、共棲か、さもなければ分離、独立かが問われることになった。もともと、分離、独立は統合にはそぐわないので、ここでの議論からは除外される。

現実には、複数のエスニック・グループ、共同体から構成される多民族国家、多元社会をより効率的かつ、円滑に統治する統合の形態、現実の政策として、文化的多元主義、多文化主義が採られている。しかもこれらを新たな国民統合のあり方と考える研究も少なくない⁴⁵。そこで、マレーシア社会の統合を考察するもう一つの枠組みとして、文化的多元主義と多文化主義を検討する。

文化的多元主義的な体制の典型例は、アメリカ社会である。詳しく述べるのは省略するが、アメリカの統合の考え方は、同化論⁴⁶、坩堝論⁴⁷、そして文化的多元主義へと推移し、その変形として多文化主義が登場してきた。これらを図式化すれば、同化論は $A+B+C\cdots=A$ であり、この場合の A はアングロ・サクソンを指している。坩堝論は $A+B+C\cdots=X$ で、文化的多元主義は $A+B+C\cdots=A+B+C\cdots$ である。多文化主義も $A+B+C\cdots=A+B+C\cdots$ となる⁴⁸。

アメリカ社会は「人種の坩堝」だといわれるが、実際にはそのような融合した状態にあるわけではないという現実を目の当たりにすることになる。多くの移民たちは彼ら固有の文化、伝統、ライフスタイルを守り、それらが混ざり合うことは殆ど無かった⁴⁹。そこで、「文化的多元主義」論が主張されるようになる。アメリカ社会を構成するエスニック・グループ、下位文化の多様性と個性を表すものとして、「サラダボウル」論、あるいは「オーケストラ」論と称される。しかし、この中には、インディアンもアフロ・アメリカンも、そしてアジア系の移民も含まれていなかった。戦後、この文化的多元主義から、もう一つの潮流として多文化主義が登場する。1960年代に公民権運動が起こり、マイノリティ、エスニック・グループのアイデンティティの自覚などから、アフロ・アメリカン、インディアン、その他ヒスパニック系、アジア系を含む移民たちが、多文化主義を主張するようになる。

文化的多元主義と多文化主義は混同して理解され、使用されているが、基本的には両者は区別されなければならない⁵⁰。アメリカにおける現在の主流の考え方は、後述するような文化的多元主義である。一方の多文化主義は、特にマイノリティから湧き上がってきた主張、運動であり、現実の政治で採用され、実施されているわけではない。両者は、指向す

る方向と実効性が異なっている。

文化的多元主義は、公的領域においては、共通文化が単一でなければならないが、私的領域においては文化の多様性、つまり複数の下位文化の存在を認める⁵¹。そこでの文化の多元性は、あくまで私的領域に限られる。共通する単一文化とは、狭義にはアングロ・サクソンの文化であるが、広義にはキリスト教文明に根づいた西洋文化が含まれる。言語は、英語が単一の公的言語である。日常においてメキシコ系の住民がスペイン語を話すことは、私的領域である限り容認される。またアメリカの文化的多元主義では、「法の下での平等」という「個人主義」の伝統を尊重するために、公的機関によるマイノリティに対する関与、支援は認められない。若干の例外を指摘すれば、アファーマティブ・アクションを取り入れている点であろうか。

これに対して、アメリカにおける多文化主義は、公的文化の単一化、特に西洋文化を唯一の公的文化とすることに抵抗を示し⁵²、文化の多様性の保全を主張する。言語も英語に限定せずに、複数の言語の公的な使用を要求する。また「法の下での平等」から排斥されてきた非白人層を、経済的、社会的な差別から救済するには、政策的に公的機関による援助が不可欠と考える。しかし、こうした多文化主義は、非白人系からの主張であり、特定の集団の保護を主張するものであり、本来の「法の下での平等」の理念に反するとして、アメリカの主流からは否定的に受け止められている⁵³

一方、現実に多文化主義を採用しているのは、カナダとオーストラリアである。カナダは建国以来、戦前、戦後の初期まで、建国の二民族、つまりイギリス系とフランス系の住民による契約により、二言語・二文化主義の政策が採られてきた。しかし、当時は、公用語化されていたとはいえ、まだフランス語の使用は連邦議会とケベック州議会にのみ認められるに過ぎなかった。ホワイト・マイノリティといわれるケベック住民の間には、二言語・二文化政策という、一種の封じ込め策に不満が広がっていた⁵⁴。しかし、1960年代になると、全世界的にナショナリズムが高揚するようになり、ケベック住民によるケベック州の分離、独立が取り沙汰されるようになる。さらに、先住民族であるイヌイットの存在、戦前戦後を通じてのドイツ、ウクライナ等の非英仏系のヨーロッパ移民の影響力の増加、戦後のアジア、アフリカ系の「ヴィジブル・マイノリティ」の急増により、「モザイク化」に象徴されるカナダ社会の多民族化が顕著になる。こうしたことを背景に、1963年には、二言語・二文化主義の委員会が設けられ、1969年には公用語法が成立、正規に英語とフランス語を連邦議会、政府の公用語とすることが決まった。1971年には、二言語・多文化主

義政策が発表された。また 1982 年憲法で、先住民の権利を認定したことで、カナダ国民の多文化の伝統の保持、発展が憲法で保証されることになった。そして 1988 年に「多文化主義法」が成立した。

この多文化主義法では、二言語の公用語化が、再度確認された上、他のマイノリティの言語の承認と保護が謳われ、民族、宗教、言語においてマイノリティに属する人々の差異を認め、彼らの文化、宗教を保全することが規定されている⁵⁵。カナダの二言語・多文化主義は、英語とフランス語の二言語政策、ならびにカナダに居住するマイノリティの言語、民族性、宗教、文化の多様性、その権利の平等性を尊重し、保障、推進して、統合を円滑に図ろうとする政策であり、体制である。

多文化主義を掲げるもう一方の国家が、オーストラリアである。戦前、戦後の初期まで白人優先の白豪主義を唱えていたオーストラリアが、多文化主義政策へと舵を切ったのには、いくつかの理由がある。それは、オーストラリアが脱欧入亜、つまりアジア・太平洋国家として経済発展を遂げようと考えたからである。それまでは、安い労働力として、南欧、中欧等、非英語圏のヨーロッパ人の移民を受け入れ、彼らが経済を支えてきた。その後、日本や東アジア諸国との経済関係の深化によりアジアを重視する政策に転換する過程で、東南アジア諸国からの移民を受け入れることになった。また、1970 年代のベトナム戦争時には、インドシナ難民を大量に受け入れ、彼らが低賃金の労働者として経済を支えることになった。アジア系の住民、非英語系ヨーロッパからの移民の処遇が大きな課題となり、多文化主義政策を後押しした⁵⁶。

オーストラリアの多文化主義は、カナダのそれと比べて、それ程困難を伴うものではなかった。アングロ・サクソンと複数のエスニック・グループから構成されているが、フランス系住民のような強力なカウンターパートがいるわけではない。言語については英語が唯一公用語であっても何ら支障はないはずである。そのような中であって、興味深いことに、アングロ・サクソンの手によって、多文化主義が進められた。それは、多分に移民の存在を意識したものであった。というのも、移住者たちは、自らの文化、言語、伝統への愛着がきわめて強かったからである。そこで、多文化政策として、早急な同化策は採らず、彼らの文化の維持、共存を認めつつ、長期的に統合、同化をはかろうとしたのである⁵⁷。

オーストラリアの多文化主義では、社会的、文化的多様性を容認し、受け入れる環境作りに重点が置かれ、マイノリティのための公的な多言語放送、多文化教育が重視され、エスニック・スクール、エスニック・コミュニティに対する公的援助が図られている。「法

の下の平等」の重要性が強調され、全市民の法的な平等が基本的権利として掲げられている。オーストラリアの多元主義は、一言語・多文化主義である。公用語は唯一英語であるが、他の言語をも尊重する。文化は、アングロ・サクソンが絶対ではなく、文化相対主義的で、他のエスニック・グループの文化、宗教、伝統を公的、私的領域においても対等に認め、受容するという政策であり、体制である。

多文化主義は理想的な体制、政策のように思われるが、その限界や矛盾も指摘されている。例えば、本家のカナダですら、フランス文化の貫徹を叫ぶケベック州民とケベック優遇に苛立つ英語系の中産階級が多文化主義への批判を強めていると言われる⁵⁸。あるいは、各エスニック・グループが、タコソボ的な閉鎖状態に陥り、その傾向が強くなると多文化主義は「民族の共生」ではなく「民族の分生」という落とし穴に落ちるのではないかと指摘されている⁵⁹。これらは、共存か、あるいは棲み分けか、それとも封じ込めか、という多文化主義が抱える根幹に関わる課題である。

ところで、多文化主義は、ミルトン・ゴードンによれば、リベラル多元主義とコーポレイト多元主義に分けられる⁶⁰。前者のリベラル多元主義は、人種的、民族的、宗教的、言語的起源によって、人々を差別せず、法の下での平等、教育、就業における機会均等を保証するが、弱者や被差別者を法的に特別に救済する、逆差別的な法制化は行わない。一方のコーポレイト多元主義は、差別を否定し、その上で、人種、民族、宗教による弱者や被差別者は、平等の確保、背負ってきた差別の補償という観点から、特定の措置、もしくは法制度によって救済されるべきと考える。その政治的、経済的な補償は、多極共存型のようにより、人口比によって配分されることが想定されている。リベラル多元主義は、文化的多元主義と重複し、一方のコーポレイト多元主義は多文化主義と相似しているといえよう。

さて、これまで述べてきたとおり、多民族国家、多元社会統合のあり様は、文化的多元主義と四つの多文化主義、つまり一言語・多文化主義、二言語・二文化主義、二言語・多文化主義、多言語・多文化主義という五つの政策、体制が考えられよう⁶¹。これらを受けて、マレーシアの統合の政策、体制について考えみたい。

マレーシアは、アメリカ、カナダ、オーストラリアと同じく、イギリスの植民地から独立して成立した国家である。しかし、マレーシアは、いくつかの点で、三国とは異なっている。三国は民主主義、自由主義という立場に立った政治システムを形成し、その観点から統合を進め、政策を実施してきた。一方、マレーシアは異なり、半民主主義的な体制である。また、三国の統合の体制、政策は、それぞれに建国以来の移民受け入れの状況、性

質と種類が関わっており、時々状況によってあり方、考え方も推移してきた。これに対して、マレーシアは、移民政策とは関わりなく、積年の複数のエスニック・グループの移住と定住によって民族的関係が構造化、固定化された社会であることを前提に、統合のあり方を考える必要がある。

また、マレーシアで採られているアファーマティブ・アクション的な措置は、逆説的である。欧米では、政治的、経済的、社会的に差別されてきたマイノリティに機会を与えるために、講じられる措置であるのに対して、マレーシアにおいては、政治的にマジョリティであるが、経済的にはマイノリティであるとされるマレー系の経済的権利を保護し、その経済的地位を向上させるために講じられているからだ。大学入学許可、採用が、人口比で割り振られ、マレー人に有利な措置となっている。これは、二流市民ともいわれるマイノリティを保護する施策ではないという点で、変則的である。

マレー系が描いているのは、文化的多元主義に近似の形態ではないかと考えられる。公的な領域における一言語、一文化、つまり公用語のマレー語とマレー文化は単一であるが、私的な領域では下位文化の多様性を認める、つまり華語、英語、タミル語、中国文化、ヒンドゥー文化等は認める、といものである。一方の非マレー系である華人とタミル系、特に華人が望んでいるのは多文化主義で、しかもカナダとオーストラリアのそれを折衷した二言語・多文化主義的な体制ではないかと考えられる。折衷と敢えて言ったのは、華人は、カナダのケベック州のような特定の州に居住しているわけではなく、オーストラリアのように散在して居住している。だが、数的にはマイノリティとはいえない存在であり、フランス系住民に相当する勢力であるからである。その中で、公的領域でも、私的領域でも公的に認められた二言語、それぞれのエスニック・グループの文化の多様性を保証する政策であり、体制である。

むすび

古典的な統合論に沿って、マレーシアの統合の問題を見てきた。そこで明らかになったことは、従来の統合論が単一の経路を辿るという単線的な歴史観に基づいて展開されているということである。西洋の経験から導き出されたこともあり、西洋と非西洋、また国家によって、歴史的な事象の生起は異なっているという認識が抜け落ちている。したがって、

マレーシアの統合に対する分析枠組みとして、あるいは問題提起という意味では有用かもしれないが、モデルとして有意であるとはいえないかもしれない。もう一つが、同質的な国家、国民を自明のものと考え、統合を同化の過程と想定していることである。多様なエスニック・グループが溶け合っ一つの国民になっていくことを当然視していると思われる。

しかしながら、それは現実社会の実態を反映したものではない。いくつかの例外はあるかもしれないが、複数の異なるエスニック・グループは混ざり合うことはない。ここで考えられる統合は、マレーシアの事例からも明らかなように、融合することなく、混在するエスニック・グループをいかに束ねていくかである。言い換えれば、従来の一民族・一国民・一国家ではなく、多民族・一国民・一国家という国民国家をいかに作り上げいくかである。こうした多元社会、多民族国家の統合という課題に対して、もう一つの選択肢として用意されたのが、多極共存型民主主義であり、文化的多元主義、多文化主義であると思われる。

マレーシアにおいて、多極共存型民主主義に類する体制は、アライアンスという政治形態によって機能していた時期があった。しかし、それが崩壊したのは、エスニシティ、言語、宗教等の違いが西洋世界以上に顕著であり⁶²、それがアライアンス内のエリート間の関係に大きく影響を及ぼしていたからと考えられる。非マレー人に拒否権が与えられなかった等、体制がうまく機能する必要条件とされた要件が満たされなかったこと、マレー人、非マレーとの人々の間にあった相互の不信感と不満が解消されなかったことが挙げられる。いつの日か、マレーシアが民族的確執を克服できるなら、今一度検討してもよい統合のあり方かもしれない。

次に考えられる統合のあり方としては、文化的多元主義と多文化主義である。マレーシア社会のいまのあり様は文化的多元主義的である。マレー系の人々はそれを支持していると考えられる。他方、非マレー系、少なくとも華人は、二言語を前提とする多文化主義を望んでいるのではないかと思われる。これを前述の図式になぞらえるなら、マレー系が描いているのは、変則的な文化的多元主義で $A+b+c\cdots=A+b+c\cdots$ ということになる。この場合、Aはマレー系、b、cはそれぞれ華人、インド人を指している。なお、大文字、小文字の違いは、影響力の強弱を示している。一方の非マレー系の人々が望むのは、対等な関係である、多文化主義的な $A+B+C\cdots=A+B+C\cdots$ ということになる。

マレー主導の政府が、ナショナル・アイデンティティ、ナショナリズムの高揚を目指し

て、マレー語の公用語化に踏み切ったこと等を考えるなら、いまの文化的多元主義的な体制が大きく変わるとは考え難い。各共同体の区画的亀裂は深く、その溝が埋まらぬまま、見せかけの統合が進行している。メルティング・ポットのような民族的な融合による統合は幻想である。しかし、サラダボウルのような民族的な個性と自律性を活かした統合を探る道が残されているように思う。統合を穏便に進めるためには、政治的なマジョリティは、マイノリティに対して寛容である必要があり、それを認識し、具現化した構造改革、意識改革を行うことが求められているといえよう。

注

-
- ¹ Karl W. Deutch, *Nationalism and Its Alternatives*, New York: Alfred A. Knopf, 1969. カール・W・ドイッチュ著、勝村茂、星野昭吉訳『ナショナリズムとその将来』勁草書房、1975年。
 - ² ドイッチュは、ここでは国について、state でも nation でもなく、country を用いている。
 - ³ 前掲書、6頁。
 - ⁴ 前掲書、7～8頁。
 - ⁵ マレーという国は、西欧の一部の研究者が考えているように、イギリス領時代になって初めて発生した概念ではない。Zainal Abidin bin Abdul Wahid, Datuk, *Glimpses of Malaysian history*, Kuala Lumpur : Dewan Bahasa dan Pustaka, 1970. ザイナル・アビディン・ビン・アブドゥル・ワーヒド編、野村亨訳『マレーシアの歴史』山川出版社、1983年、44～45頁。
 - ⁶ ドイッチュ、前掲書、11～12頁。
 - ⁷ 独立後、英語は準公用語として存在した。詳細は第6章で論ずる。
 - ⁸ 前掲書、12～13頁。
 - ⁹ 前掲書、13～15頁。
 - ¹⁰ 前掲書、16頁。
 - ¹¹ Benedict Anderson, *Imagined Communities: reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, London: Verso, 1983. ベネディクト・アンダーソン著、白石隆、白石さや訳『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』リブレポート、1987年、14～19頁。
 - ¹² Lucian W. Pye, "Identity and the Political Culture", in Leonard Binder, James S. Coleman, Joseph LaPalombara, Lucian W. Pye, Sidney Verba and Myron Weiner (eds.) *Crises and Sequences in Political Development*, New Jersey: Princeton University Press, 1971, p. 132.
 - ¹³ ドイッチュ、前掲書、18～19頁。
 - ¹⁴ ドイッチュによれば、民族とは、国家、政府を所有してきた人々、あるいは共通意志を形成、支持、実施するための準政府的能力を発展させてきた人々である。国民国家とは、1つの民族と国民がほぼ一致するようになった国家である。前掲書、21頁。
 - ¹⁵ 石川一雄によれば、ドイッチュをはじめとする60年代の統合論の欠陥は、国民国家の形成を統合として疑わなかったことにあるという。石川一雄『エスノナショナリズムと政治統合』有信堂高文社、1994年、17頁。
 - ¹⁶ Rodolfo Stavenhagen, *The Ethnic Question: Conflict and Human Rights*, Tokyo: United Nations University Press, 1990. R・スタヴェンハーゲン著、加藤一夫監訳『エスニック問題と国際社会』お茶の書房、1995年、57頁。

-
- 17 Arend Lijphart, *Democracies in Plural Societies: A Comparative Exploration*, New Haven: Yale University, 1977. アーレンド・レイプハルト著、内山秀夫訳『多元社会のデモクラシー』三一書房、1979年。
- 18 Arend Lijphart, *Patterns of democracy : government forms and performance in thirty-six countries*, New Haven: Yale University Press, 1999. アーレンド・レイプハルト著、粕谷祐子訳『民主主義対民主主義 多数決型とコンセンサス型の36ヶ国比較研究』勁草書房、2005年、v頁。
- 19 Gabriel A. Almond, *Political Development: Essays in Heuristic Theory*, Boston: Little, Brown and Company, 1970. ガブリエル・G・アーモンド著、内山秀夫他訳『現代政治学と歴史意識』勁草書房、1982年、33頁。
- 20 ウェストミンスター・モデルとも呼ばれる。レイプハルト、2005年、前掲書、vii頁。
- 21 アーモンド、前掲書、42頁。
- 22 レイプハルト、1979年、前掲書、16頁。
- 23 レイプハルト、2005年、前掲書、v頁。
- 24 レイプハルト、1979年、前掲書、49頁。
- 25 前掲書、54頁。
- 26 前掲書、57頁。
- 27 前掲書、60～61頁。
- 28 小平修『エスニシティと政治』ミネルヴァ書房、1999年、80頁。
- 29 レイプハルト、1979年、前掲書、66～67頁。
- 30 前掲書、15～16頁。
- 31 前掲書、191～192頁。
- 32 Milton J. Esman, *Ethnic Politics*, Ithaca and London: Cornell University Press, 1994, p. 62.
- 33 Ibid.
- 34 Esman, op.cit., p.63.
- 35 Esman, op.cit., p.64.
- 36 システムは、個人の資質や能力よりも、原理が優先される等の弊害が指摘されている。
- 37 マレー人大衆は、マレー語を公用語とすべきと考えていたが、UMNO 指導層は英語について寛容であったため、華人がマレー語を学ばない環境を作り上げていると批判された。MAC の指導層は、彼らの失策で英語が第二言語化した点を華人野党から批判された。
- 38 Esman, op.cit., p. 68.
- 39 New Economic Policy: NEP、1971年発表の第2次マレーシア計画の中核をなす経済政策。5年毎に策定され、中央集権化と国家主導の経済発展の基本になった。経済格差是正のため、商工業部門でのマレー人の資本および雇用比率の飛躍的向上を政府主導で行うとする第2次マレーシア計画1971-1975に始まり、第3次、第4次と政策展開していく。
- 40 Esman, op.cit., p. 69.
- 41 レイプハルト、1979年、287～288頁。
- 42 Esman, op.cit., p. 70.
- 43 マレー人は、華人等がアライアンスの合意事項であったマレー人の政治的覇権に疑を唱え、マレー人の経済的平等を目指す政策を受け入れようとしなかったと考えている。Esman, op.cit., p. 74.
- 44 ネイサン・グレーザーとダニエル・モイニハンは「エスニシティは新しい言葉のように思われる。1933年版の『オックスフォード英語辞典』には載っていないが、1972年版の補遺にはでてくる」と述べている。Nathan Glazer and Daniel P. Moynihan(eds.) *Ethnicity: Theory and Experience*, Cambridge: Harvard University Press, 1975. ネイサン・グレーザー、ダニエル・モイニハン著、内山秀夫訳『民族とアイデンティティ』三嶺書房、1984年、3頁。
- 45 油井大三郎「序 いま、なぜ多文化主義論争なのか」油井大三郎、遠藤泰生編『多文化主義のアメリカ 揺らぐナショナル・アイデンティティ』東京大学出版会、2004年、2頁。
- 46 アメリカは多くの移民を受け入れるが、彼らはアングロ・サクソンの文化を受容し、最終的にアングロ・サクソンのアメリカ人になる、という考えである。綾部恒雄『「民族集団」形成と多文化主義—二つの多文化主義と『るつぼ』化』五十嵐武士編『アメリカの多民族体制「民族」の創出』東京大学出版

会、2000年、29～30頁。

- 47 多様な民族が、融合した新しい国民として統合されるとする立場である。当時、大量に流入してきた非アングロ・サクソン系のヨーロッパ移民たちが、溶け合うことで新しいアメリカ人が誕生するとして、人種の「るつぼ」論と称された。前掲書、30～32頁。
- 48 この図式化は、綾部、前掲書、30～34頁。関根政美『マルチカルチャラル・オーストリアー多文化社会オーストラリアの社会変動』成文堂、1991年、121頁、を参考にした。
- 49 グレーザーたちは「アメリカの生活における・・・るつぼに関する重要な点は、それが起きなかったということである」と述べている。Nathan Glazer and Daniel P. Moynihan, *Beyond the Melting Pot*, Cambridge: The MIT Press, 1963. ナサン・グレーザー、ダニエル・モイニハン著、阿部齋、飯野正子訳『人種のるつぼを越えて』南雲堂、1986年、3頁。
- 50 綾部、前掲書、38頁。
- 51 油井、前掲書、7～8頁。
- 52 前掲書、7～8頁。
- 53 前掲書、8頁。
- 54 カナダでも「同化論」「るつぼ論」が採られていたが、フランス系住民からの圧力により、二言語・二文化政策が導入されていた。木村和男「多文化主義宣言への道—連邦結成後の移民政策を中心に」西川長夫、渡辺公三、ガバン・マコーマック編『多文化主義・多言語主義の現在 カナダ・オーストラリア・そして日本』人文書院、2000年、56頁。
- 55 カナダ多文化主義法：「カナダにおける多文化主義の維持と公用のための法律」（1989年7月21日裁可）
- 56 関根政美「多文化主義国家オーストラリアの誕生とその現在」西川、前掲書、152頁。
- 57 前掲書、152頁。
- 58 木村和男、前掲書、55頁。
- 59 杉本良夫「ポスト・エスニック・マルチカルチャリズム」西川、前掲書、235頁。
- 60 Milton M. Gordon, “Toward a General Theory of Racial and Ethnic Group Relations”, in Nathan Glazer and Daniel P. Moynihan (eds.), *Ethnicity: theory and experience*, Cambridge: Harvard University Press. 1975, グレーザー・モイニハン、前掲書、1984年、138～139頁。
- 61 四つ目の多言語・多文化主義は、国家的、国民的なアイデンティティが希薄化する可能性があることから、非現実的であると思われる。
- 62 多極共存型民主主義体制といえども、西洋的な多元社会の統合という視点から生み出されたものであるということに留意しておく必要がある。